

社会保険労務士

川村裕事務所便り

連絡先：〒260-0033
千葉市中央区春日 2-21-10-701

電話：043-306-2856
FAX：043-306-2857
e-mail: hiro@kawamura-sr.com



「老後 2,000 万円問題」で改めて退職金制度に注目？

若者の間で資産形成への関心高まる

人生 100 年時代を迎え、退職後の収入が公的年金だけでは、老後資金が 2,000 万円不足するという、いわゆる「老後 2,000 万円問題」が大きく取り上げられたことで、自分の老後のお金に関心を持つ若者が増え、証券会社の開催する投資セミナーに多くの人が集まっているそうです。

日本人の5割超が現在の資産や貯蓄に不満？

内閣府が 8 月 30 日に公表した 2019 年度の「国民生活に関する世論調査」結果によれば、現在の資産や貯蓄について「不満」「やや不満」と答えた人の割合は計 54.3%で、前年より 2.1 ポイント増えました。

一方、現在の所得や収入に「不満」「やや不満」は 0.8 ポイント減の計 45.6%で、所得や収入については3年連続で「満足派」が「不満派」を上回る結果となっています。

内閣府政府広報室によると、資産や貯蓄に関する不満が高まった理由に、「老後 2,000 万円問題」が影響した可能性はあるということです。

個人型確定拠出年金の制度見直しで「安心」をアピール？

そうしたなか、厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会で検討された、個人型

確定拠出年金(以下、「iDeCo」という)の制度見直し案にも関心が高まっています。

同部会では、すべての会社員が iDeCo に加入できるようにするとともに、現在の 60 歳から 65 歳へと加入可能年齢を引き上げる等の見直しを含む改正法案を、来年の通常国会に提出することを目指すとしています。

iDeCo を活用した退職金制度で、若者の採用・定着を目指す

公的年金の所得代替率が現役世代の 5 割程度となることを目標として公的年金制度が運用される以上、ビジネスパーソンが老後資産の形成のため何らかの自助努力をすることは、もはや不可欠です。

上記の制度見直しでは、iDeCo のみに限らず企業型確定拠出年金についても、企業の事務負担を軽減したり導入のハードルをより低くしたりする等が検討されています。

現在、従業員数 300 人以下の中小企業で一時金や年金のかたちで退職給付を支給する企業の割合が年々下がっていますので、こうした見直しを機に従業員の資産形成を支援する仕組みを導入し、若者に長く安定して働いてもらえる会社という魅力をアピールできるようにしてみたいかががでしょうか。

制度運用強化により在留資格取消件数が過去最多に～出入国在留管理庁調査

出入国在留管理庁(入管庁)は、平成 30 年度の在留資格取消件数を発表しました。取消件数は 832 件で、過去最多だった前年度の 385 件を更新し 2 倍以上の増加となりました。

在留資格別、国籍・地域別の内訳

在留資格別に取消件数をみると、「留学」が 412 件(全体の 49.5%)、「技能実習」が 153 件(18.4%)、「日本人の配偶者等」が 80 件(9.6%)と続いています。「留学」と「技能実習」で約 7 割を占め、件数も前年より大幅に増加となりました。

国籍・地域別では、ベトナムが 416 件(全体の 50.0%)、中国が 152 件(18.3%)、ネパールが 62 件(7.5%)と続いています。

大幅増加の理由

在留取消件数が倍増した理由として、平成 28 年に出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という)の改正で在留資格取消制度が強化されたことが挙げられます。改正では、「在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること」(入管法第 22 条の 4 第 1 項 5 号)の取消事由が新設されました。

その結果、「留学生が学校を除籍された後に、アルバイトを行って在留していた」「技能実習生が実習実施先から失踪後に、他の会社で稼働して在留していた」などの事例で在留資格の取消ができるようになり、今回の調査では 216 件が適用となりました。

また、最も多かった取消事由は、「在留する者が在留資格に応じた活動を 3 月(高度専門職は 6 月)以上行わないで在留していること」(入管法第 22 条の 4 第 1 項 6 号)で、384 件でした。具体的な事例として、「留学生が学校を除籍された後に、3 か月以上本邦に在留していた」「技能実習生が、実習先から失踪後、親戚宅に身を寄せ、在留資格に応じた活動を行うことなく、3 か月以上本邦に在留していた」などが挙げられます。

留学生、技能実習生を受け入れる側の問題

在留資格取消件数が増えた一方で、留学生を受け入れる悪質な教育機関の存在や、低

賃金や賃金不払い、長時間労働による技能実習生の失踪の増加などが問題として挙げられています。それらに対して、教育機関の留学生の在籍管理の徹底や実習先企業への不正防止強化等も現在進められています。

[法務省「平成 30 年の「在留資格取消件数」について」]
<http://www.moj.go.jp/content/001303052.pdf>

10月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

31日

個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

当事務所よりひと言